

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成二十一年二月十二日

広島県監査委員 山崎正博

同 芝清

同 高橋義則

同 加賀美和正

監査の結果（平成21年1月30日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成19年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項を「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が11機関、財政的援助団体等が1団体です。

監 査 対 象 機 関 一 覧 表

県の機関

番号	機 関 名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	広島地域事務所	平成20年10月30日	平成20年10月21～22日, 24日	実地監査
2	呉地域事務所	平成20年10月23日	平成20年10月14～15日	
3	芸北地域事務所	平成20年11月12日	平成20年11月5～7日	
4	東広島地域事務所	平成20年11月18日	平成20年11月10～11日, 13日	
5	尾三地域事務所	平成20年10月16日	平成20年10月8～9日	
6	福山地域事務所	平成20年11月5日	平成20年10月28～29日	
7	備北地域事務所	平成20年10月10日	平成20年10月1～3日, 6日	
8	備北子ども家庭センター	平成20年10月10日	平成20年10月1～3日, 6日	
9	食肉衛生検査所	平成20年10月10日	平成20年10月1～3日, 6日	
10	瀬戸田高等学校	平成21年1月30日	平成20年11月14日	書面監査
11	久井高等学校	平成21年1月30日	平成20年11月13日	

財政的援助団体等

番号	機 関 名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	財団法人野呂山観光開発公社	平成21年1月30日	平成20年11月19日	書面監査

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

県の機関

1 広島地域事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・所在地, 所管区域

局名等	所在地	所管区域
総務局 (総務局総務第二課)	広島市中区基町10番52号 廿日市市桜尾本町11番1号	広島市, 大竹市, 廿日市市, 安芸郡(府中町, 海田町, 熊野町, 坂町)
税務局	広島市中区基町10番23号	広島市のうち中区, 東区, 南区, 西区, 安芸区, 安芸郡(府中町, 海田町, 熊野町, 坂町)
税務局廿日市支局	廿日市市桜尾二丁目2番68号	広島市のうち佐伯区, 大竹市, 廿日市市
厚生環境局 広島地域保健所	廿日市市桜尾二丁目2番68号	大竹市, 廿日市市, 安芸郡(府中町, 海田町, 熊野町, 坂町)
厚生環境局海田分室 広島地域保健所海田分室	安芸郡海田町南昭和町14番19号	安芸郡(府中町, 海田町, 熊野町, 坂町)
農林局	広島市中区基町10番52号	広島市, 大竹市, 廿日市市, 安芸郡(府中町, 海田町, 熊野町, 坂町)
建設局	広島市南区比治山本町16番12号	【土木に関する事務】 広島市, 安芸高田市, 江田島市安芸郡(府中町, 海田町, 熊野町, 坂町) 【建築に関する事務】 広島市, 安芸高田市, 安芸郡(府中町, 海田町, 熊野町, 坂町) 山県郡(安芸太田町, 北広島町)
建設局廿日市支局	廿日市市桜尾本町11番1号	【土木に関する事務】 大竹市, 廿日市市 【建築に関する事務】 上記の区域

- ・組織体制 5局, 2支局, 1分室, 44課3班, 1担当, 1事業所, 2事務所
492人(平成20年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

局名等	課名等
総務局	総務課, 企画調整担当, 総務第二課
税務局	特別滞納整理第一班, 特別滞納整理第二班, 特別滞納整理第三班, 税務管理課, 収納第一課, 収納第二課, 事業税課, 不動産税第一課, 不動産税第二課, 自動車税課, 軽油管理課, 軽油調査課
税務局廿日市支局	収納管理課, 課税第一課, 課税第二課
厚生環境局 広島地域保健所	厚生推進課, 福祉課, 保健課, 生活衛生課, 環境管理課, 試験検査課
厚生環境局海田分室 広島地域保健所海田分室	厚生推進課, 保健課, 生活衛生課
農林局	農村振興課, 水産課, 家畜保健衛生課, 農村整備課, 林務第一課, 林務第二課

建設局	建設総務課, 建設業課, 用地第一課, 用地第二課, 管理課, 維持第一課, 維持第二課, 工務第一課, 工務第二課, 建築課, 東部連続立体交差事業所, 魚切ダム管理事務所, 梶毛ダム建設事業所
建設局廿日市支局	管理課, 用地課, 維持課, 工務課, 建築課

イ 地域事務所重点監査項目

- ・ 公用車の管理状況
- ・ 債権管理の状況
- ・ 不法占用の解消に向けた取組状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生 of 未然防止に努められたい。

(税務局)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成 18 年 10 月)
個人県民税	2,065,991,012円	1,608,531,830円
法人県民税	55,958,791円	48,136,007円
個人事業税	217,839,853円	140,603,342円
法人事業税	182,326,462円	209,739,518円
不動産取得税	258,613,337円	211,158,560円
特別地方消費税	831,286円	5,585,913円
自動車税	249,033,598円	295,920,088円
軽油引取税	1,721,347円	20,223,147円
過少申告加算金	2,983,000円	2,282,000円
不申告加算金	2,345,366円	6,637,600円
重加算金	70,655,322円	73,958,499円

(税務局廿日市支局)

個人県民税	218,502,906円	173,757,503円
法人県民税	7,686,423円	13,664,231円
個人事業税	49,531,693円	81,851,150円
法人事業税	6,030,699円	24,793,084円
不動産取得税	110,844,866円	75,325,959円
自動車税	103,045,201円	147,963,196円
不申告加算金	26,100円	130,500円
重加算金	2,122,800円	6,228,668円

(厚生環境局)

児童扶養手当に係る戻入金・返還金	21人 4,613,490円	17人 2,923,850円
生活保護費に係る戻入金・返還金	173人 51,417,611円	133人 45,755,051円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	136人 33,177,528円	151人 30,812,445円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	7人 41,849円	13人 131,005円
母子福祉資金に係る戻入金	1人 27,000円	1人 30,000円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	5人 441,049円	2人 400,800円
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人 600円	1人 600円
特別障害者手当に係る戻入金・返還金	2人 281,320円	2人 281,320円
児童措置費負担金	1人 20,300円	1人 20,300円

(農林局)

行政代執行弁償金	1人 57,294,774円	1人 57,377,856円
----------	----------------	----------------

(建設局)

工事契約解除に伴う違約金・延納利息	4人	860,571円	3人	996,439円
土地区画整理事業に伴う清算徴収金	2人	246,378円	2人	246,378円
道路使用料	5人	306,279円	3人	24,529円
河川使用料	27人	3,690,969円	65人	3,877,662円
海岸使用料	1人	238,650円	0人	0円
行政代執行弁償金	1人	12,710,531円	1人	12,710,531円

(建設局廿日市支局)

道路使用料	7人	132,455円	4人	128,040円
河川使用料	13人	122,306円	7人	111,333円
砂防施設使用料	7人	7,021円	1人	720円
住宅使用料	218人	23,607,094円	92人	20,008,824円
駐車場使用料	160人	3,690,316円	71人	2,402,274円

イ 契約における事務処理について

(ア) 秘密文書回収運搬等業務について、性質又は目的が競争入札に適さないとして1者のみから見積書を徴収して随意契約を行っているが、業務内容からみて複数の者から見積書を徴収すべきものがあった。適正な事務処理に努められたい。(総務局)

・秘密文書回収運搬等業務(平成20年度)

(イ) 砂防工事の着工に当たり実施した工事車両の家屋への影響調査業務委託について、緊急の必要性があるとして1者のみから見積書を徴収して随意契約を行っているが、業務内容からみて複数の者から見積書を徴収すべきものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(建設局廿日市支局)

・中津岡川通常砂防工事に係る事前調査業務(平成19年度)

ウ 行政財産使用料の徴収について

継続して使用許可している行政財産の使用料徴収において、収入手続(調定及び納入通知)がされていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。(建設局)

区分	内容
徴収すべき期限	平成20年4月30日
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条(使用料の徴収方法)
参考	許可内容: NTT柱設置のための土地使用 徴収額: 1,500円

エ 使用財産の返還届の提出について

使用許可を受けた行政財産を返還しようとするとき、使用者は、返還しようとする日の7日前までに返還届を提出しなければならないとされているが、返還届が提出されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。(総務局総務第二課)

区分	内容
財産の名称	広島地域事務所廿日市第2分庁舎
用途等	物資部販売所, タバコ自動販売機(49.78㎡)
根拠	行政財産使用規則第11条(使用財産の返還)

オ 公印の管理について

組織改編により不要となった公印について、広島県公印規程による廃棄がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(総務局)

不要となった公印	広島県海田県税事務所長印
根拠	広島県公印規程第10条

【意見】

ア 委託契約における業者選定方法の検討等について

砂防事業に伴う記録映像製作業務委託について、契約の性質又は目的が競争に適さないとして、自然災害等に関する映像資料等を豊富に所有し、記録映像製作の実績のある業者と随意契約を行っていた。

記録映像を製作する業者は他にもあることから、契約の性質又は目的が競争に適さないとして随意契約を行う場合は、業務の特殊性により真に受託者が特定されるのか十分検討することはもとより、企画・提案を公募するプロポーザル方式によるなど、最適な業者選定方法を検討する必要がある。(建設局廿日市支局)

- ・白糸川砂防事業に伴う記録映像製作業務委託(平成19～20年度)

イ 債権管理の状況について

(ア) 債権の適正管理の確保、回収対策の促進等債権管理の高度化・効率化に向けた取組を総合的に推進するため、平成19年度に設置された「広島県債権管理会議」では、平成19年度から21年度の3年間を「集中対策期間」と位置付け、各債権ごとに縮減目標を設定し、集中的な取組を実施することとしている。

地域事務所でも各債権について縮減目標を設けて取り組んでいるところであるが、生活保護事業戻入金・返還金については県全体での縮減目標額は定められているものの、地域事務所レベルでは縮減目標額が定められていなかった。滞納債権の状況把握等に努め、縮減目標額を設定し、組織的に滞納繰越額の縮減に努める必要がある。

また、生活保護事業や児童扶養手当に係る戻入金及び返還金の滞納債権の管理において、履行期限を相当経過して督促を行ったものや、督促を未だ行っていないもの、債権管理簿が整理されていないものがあつた。「債権管理事務取扱規則」及び「生活保護法による返還金・徴収金等に係る債権管理の手引」や「児童扶養手当返納金に係る徴収事務実施要領」等のマニュアルに従った督促や債権管理簿への記載など、債権管理に係る事務処理を適切に実施する必要がある。(厚生環境局)

(イ) 道路使用料や河川使用料などの債権管理に当たって、文書督促は行っているが財産調査等がなされないまま、消滅時効が完成したものなど債務者の状況把握が不十分なものがあつた。道路使用料や河川使用料などの債権は、税と同様に滞納処分为例により処理することが認められていることから、差押等滞納処分を前提として滞納者の財産調査を行うなど徴収の取組を強化し、滞納繰越額の縮減に努める必要がある。(建設局、建設局廿日市支局)

また、道路使用料や河川使用料の滞納債権の管理において、滞納者の実態把握や督促状の送付、債権管理の記録が行われていないものがあつた。債権管理に係る事務処理を適切に実施する必要がある。(建設局廿日市支局)

【第3 参考資料：資料番号2参照】

ウ 不法占用の解消に向けた取組状況について

県が管理する河川への不法占用の対応状況をみると、多くのものが、河川管理に実質的な支障がないとして、「河川における不法行為対策指針」(平成17年11月改定)により、事業の進捗よくによる撤去・原状回復、行政指導、手続指導による許可などによって対応することとしているが、不法占用が長期化した状態となっている。

財産の適正管理のため、不法占用の状況に応じた対応策を検討し、境界の確定など不法占用の解消

に向けて本庁，地方機関が一体となって早急に取り組む必要がある。(建設局，建設局廿日市支局)

また，公有水面の不法占用については，「港湾区域における不法行為対策要領」(平成17年4月)に基づく処理が行われていないものがあつた。公有水面の管理の適正化を図るため，当面，指針に基づいた処理を徹底する必要がある。(建設局)

【第3 参考資料：資料番号3参照】

(3) 付 記

ア 経済的，効率的な契約方法の検討について

秘密文書類の処理業務について，同一の敷地内にある会計管理部用度課でも委託しているが，用度課の契約単価は広島地域事務所の契約単価を大きく下回っている。このため，委託業務の内容や契約単価の合理性などを用度課と連携して検証するとともに，秘密文書類を用度課の契約に含めて処理するなど，経済的，効率的な契約方法を検討していただきたい。(総務局)

イ 記録映像の活用について

白糸川砂防事業に関しては，世界文化遺産，瀬戸内海国立公園(特別保護地区，特別地域)，特別史跡・名勝「巖島」，天然記念物「彌山原始林」等多種の制約を受けた，非常に貴重な砂防事業となっており，工事の過程等を記録する必要があるとして，平成18年度及び平成19～20年度に記録映像を製作しているが，記録のみに留めるのではなく，研修や広報など広く活用していただきたい。(建設局廿日市支局)

ウ 公用車の管理状況について

公用車については，稼働率60%を目安に，毎年，配置・使用等の見直しが行われており，平成20年度4月1日現在の公用車の台数は101台と，平成16年度に比べ36台削減されている。

しかし，平成19年度の稼働率は52.2%と，目安とされている60%を7.8ポイント下回っており，また，局ごとの稼働率には，ばらつきも見受けられる。

平成21年4月から地域事務所の再編が実施されるところであるが，これまで進めてきた車両の共用化による相互利用や適正配置の取組を継続していただきたい。

【第3 参考資料：資料番号1参照】

エ 公共工事のコスト縮減について

公共工事のコスト縮減については，平成16年3月に策定された「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき，平成20年度を最終年度として取り組まれており，コスト縮減額は，本庁が定めた作成基準により，コスト縮減算定表を作成し算出することとされている。

コスト縮減算定表の作成については，基準どおり作成されており，ほぼ定着しているが，計画・設計段階におけるコスト縮減額への取組及び工事コスト以外の規格の見直し，事業便益の早期発現，ライフサイクルコストの低減については，引き続き努力していただきたい。

また，これまでの取組により，職員のコスト縮減意識が醸成され，組織的取組による情報共有化が図られたことが大きな成果と考えられることから，縮減プログラム実施年度終了後においても，引き続き，職員一人ひとりのコスト縮減意識の醸成と組織的取組による情報の共有化を図っていただきたい。(農林局，建設局，建設局廿日市支局)

2 呉地域事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・所在地, 所管区域

局名等	所在地	所管区域
総務局	呉市西中央一丁目3番25号	呉市, 江田島市
税務局		
厚生環境局 呉地域保健所		
農林局		
建設局	呉市西中央一丁目3番25号	呉市

- ・組織体制 5局, 21課, 1事業所, 1事務所

228人 (平成20年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

局名等	課名等
総務局	総務課, 経理課
税務局	収納管理課, 課税第一課, 課税第二課
厚生環境局 呉地域保健所	厚生推進課, 保健課, 生活衛生課, 環境管理課, 試験検査課
農林局	農村振興課, 水産課, 家畜保健衛生課, 農村整備第一課, 農村整備第二課, 林務課, 沖美農業水利改良事業所
建設局	管理課, 用地課, 維持課, 工務第一課, 工務第二課, 野呂川ダム管理事務所

イ 地域事務所重点監査項目

- ・公用車の管理状況
- ・債権管理の状況
- ・不法占用の解消に向けた取組状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

(税務局)

区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成19年10月)
個人県民税	294,766,649円	252,324,260円
法人県民税	6,389,391円	9,398,957円
個人事業税	19,071,280円	28,342,618円
法人事業税	23,689,718円	40,973,457円
不動産取得税	58,506,817円	59,861,685円
自動車税	44,316,844円	57,324,315円
過少申告加算金	3,600円	18,082円
不申告加算金	198,700円	237,100円
重加算金	8,427,900円	8,447,579円

(厚生環境局)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成 19 年 10 月)
生活保護費に係る戻入金・返還金	73 人 25,258,251 円	65 人 26,339,295 円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	42 人 10,192,926 円	34 人 10,820,886 円
福祉手当に係る戻入金・返還金	1 人 565,130 円	1 人 583,130 円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	177 人 42,659,723 円	159 人 39,405,757 円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	6 人 3,411,573 円	6 人 3,467,573 円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	16 人 206,084 円	18 人 231,284 円
母子福祉資金に係る戻入金	8 人 928,500 円	5 人 630,500 円

(建設局)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成 19 年 10 月)
漁港使用料	2 人 1,058,528 円	4 人 1,062,308 円
道路使用料	6 人 143,310 円	7 人 214,680 円
河川使用料	2 人 15,480 円	4 人 4,198 円
砂防設備使用料	2 人 11,399 円	3 人 6,373 円
公有水面使用料	5 人 469,800 円	12 人 486,560 円
住宅使用料	32 人 4,374,875 円	36 人 4,885,008 円
駐車場使用料	20 人 362,857 円	19 人 288,074 円
雑収 (ガードレール破損の補修費用)	1 人 105,060 円	1 人 105,060 円

イ 現金の管理について

厚生環境局の金庫に、所有者が明確でない現金 41,677 円が保管されていた。適正な事務に努められたい。

ウ 行政財産使用料の徴収について

継続して使用許可をしている行政財産の使用料徴収において、収入手続 (調定及び納入通知) がされていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(建設局)

区 分	内 容
徴収すべき期限	平成 20 年 4 月 30 日
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条 (使用料の徴収方法)
参 考	許可内容: 電柱等設置のための土地使用 徴収額: 4,500 円

エ 占用許可のない物件に対する収入未済債権について

漁港使用料及び公有水面使用料について、占用許可の更新がされていないにもかかわらず、引き続き、使用料の調定が行われ、収入未済として管理されているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(建設局)

区分	件数	金額
漁港使用料	1 件	21,780 円
公有水面使用料	7 件	72,420 円
計	8 件	94,200 円

オ 補助金の変更交付決定について

補助金の交付決定後、対象事業の箇所付けが変更されたにもかかわらず、変更交付決定等の手続がなされないまま事業実績報告書が提出され、額の確定が行われていた。適正な事務処理に努められたい。(農林局)

- ・平成 19 年度小規模農業基盤整備事業補助金

【意見】

ア 債権管理の状況について

(ア) 債権の適正管理の確保、回収対策の促進等債権管理の高度化・効率化に向けた取組を総合的に推進するため、平成19年度に設置された「広島県債権管理会議」では、平成19年度から21年度の3年間を「集中対策期間」と位置付け、各債権ごとに縮減目標を設定し、集中的な取組を実施することとしている。

地域事務所でも各債権について縮減目標を設けて取り組んでいるところであるが、生活保護事業戻入金・返還金については県全体での縮減目標額は定められているものの、地域事務所レベルでは縮減目標額が定められていなかった。滞納債権の状況把握等に努め、縮減目標額を設定し、組織的に滞納繰越額の縮減に努める必要がある。(厚生環境局)

(イ) 道路使用料や河川使用料などの債権管理に当たって、文書督促は行っているが財産調査等がなされないまま、消滅時効が完成したものなど債務者の状況把握が不十分なものがあつた。道路使用料や河川使用料などの債権は、税と同様に滞納処分为例により処理することが認められていることから、差押等滞納処分を前提として滞納者の財産調査を行うなど徴収の取組を強化し、滞納繰越額の縮減に努める必要がある。(建設局)

【第3 参考資料：資料番号2参照】

イ 不法占用の解消に向けた取組状況について

県が管理する河川への不法占用の対応状況をみると、多くのものが、河川管理に実質的な支障がないとして、「河川における不法行為対策指針」(平成17年11月改定)により、事業の進ちょくによる撤去・原状回復、行政指導、手続指導による許可などによって対応することとしているが、不法占用が長期化した状態となっている。

財産の適正管理のため、不法占用の状況に応じた対応策を検討し、境界の確定など不法占用の解消に向けて本庁、地方機関が一体となって早急に取り組む必要がある。

また、今回の監査で確認された収入未済として管理されている漁港使用料に係る占有物件については、許可未更新により不法占用の状態になっていることから、適正な事務処理を行う必要がある。(建設局)

【第3 参考資料：資料番号3参照】

(3) 付記

ア 公用車の管理状況について

公用車については、稼働率60%を目安に、毎年、配置・使用等の見直しが行われており、平成20年度4月1日現在の公用車の台数は50台と、平成16年度に比べ38台削減されている。

しかし、平成19年度の稼働率は52.2%と、目安とされている60%を7.8ポイント下回っており、また、局ごとの稼働率には、ばらつきも見受けられる。

平成21年4月から地域事務所の再編が実施されるところであるが、これまで進めてきた車両の共用化による相互利用や適正配置の取組を継続していただきたい。

【第3 参考資料：資料番号1参照】

イ 公共工事のコスト縮減について

公共工事のコスト縮減については、平成16年3月に策定された「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき、平成20年度を最終年度として取り組まれており、コスト縮減額は、本庁が定めた作成基準により、コスト縮減算定表を作成し算出することとされている。

コスト縮減算定表の作成については、基準どおり作成されており、ほぼ定着しているが、計画・設計段階におけるコスト縮減額への取組及び工事コスト以外の規格の見直し、事業便益の早期発現、ライフサイクルコストの低減については、引き続き努力していただきたい。

また、これまでの取組により、職員のコスト縮減意識が醸成され、組織的取組による情報共有化が図られたことが大きな成果と考えられることから、縮減プログラム実施年度終了後においても、引き続き、職員一人ひとりのコスト縮減意識の醸成と組織的取組による情報の共有化を図っていただきたい。(農林局, 建設局)

3 芸北地域事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・所在地, 所管区域

局名等	所在地	所管区域
総務局	広島市安佐北区可部四丁目 12番1号	安芸高田市, 北広島町, 安芸太田町
税務局		広島市安佐北区, 広島市安佐南区, 安芸高田市, 北広島町, 安芸太田町
厚生環境局 芸北地域保健所		安芸高田市, 北広島町, 安芸太田町
農林局		
建設局	山県郡安芸太田町加計 3087	北広島町, 安芸太田町

- ・組織体制 5局, 18課 222人 (平成20年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

局名等	課名等
総務局	総務課
税務局	収納管理課, 課税第一課, 課税第二課
厚生環境局 芸北地域保健所	厚生推進課, 保健課, 生活衛生課, 環境管理課
農林局	農村振興課, 家畜保健衛生課・家畜保健衛生所, 農村整備第一課, 農村整備第二課, 林務第一課, 林務第二課
建設局	建設総務課, 用地課, 維持管理課, 工務課

イ 地域事務所重点監査項目

- ・公用車の管理状況
- ・債権管理の状況
- ・不法占用の解消に向けた取組状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

(税務局)

区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成19年10月)
個人県民税	41,654,496円	35,468,004円
法人県民税	15,341,517円	13,168,917円
個人事業税	50,770,631円	63,235,287円
法人事業税	31,005,397円	24,165,746円
不動産取得税	64,100,391円	87,530,662円
自動車税	137,935,001円	157,381,964円
過少申告加算金	102,200円	46,200円
不申告加算金	708,200円	1,556,300円
重加算金	8,105,437円	3,439,400円

(厚生環境局)

生活保護費に係る戻入金・返還金	12人	812,323円	17人	1,022,737円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	2人	524,160円	1人	229,000円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	20人	4,018,888円	22人	4,557,791円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	13人	910,600円	12人	861,500円
母子福祉資金に係る戻入金	1人	225,000円	0人	0円

(農林局)

工事請負契約に係る違約金	1人	286,650円	1人	286,650円
工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1人	79,058円	1人	79,058円

イ 証紙売りさばき代金の払込について

証紙を売りさばいた代金を、翌開庁日までに払い込んでいないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(総務局) (平成20年度)

- ・ 7件 192,200円
- ・ 根拠 広島県証紙規則第13条(証紙の売りさばき代金の払込み)

ウ 委託契約の事務処理について

委託契約において、次のとおり誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

1	内容	郵便物発送処理・管理システムの保守管理委託の設計金額の算出に当たり、前年度契約額と同額として、具体的な算出を行っていなかった。 また、前年度に保守実績のない項目(定期保守業務以外の調整費用・交換部品代・ソフトのバージョンアップ代など)も含まれていた。契約に当たっては、これまでの保守点検の実績などを考慮し、点検のあり方も含め、精査する必要がある。(総務局) ・郵便物発送処理・管理システムに係る保守管理業務(平成19年度、平成20年度)
2	内容	自動延長条項の付された委託契約において、年度毎の執行伺いを作成しないで支出を行っていた。(建設局) ・道の駅舞ロードIC千代田トイレ清掃業務委託(平成19年度)
	根拠	支出マニュアル(平成19年8月会計管理局審査指導室)
3	内容	契約書中に、委託者は調査職員を定めたときは、書面によりその職名及び氏名を受託者に通知しなければならないこととしているが、通知していないものがあつた。(建設局) ・一級河川江の川水系江の川他広域基幹河川改修・業務委託総合評価方式に係る技術審査等業務(平成20年度)

※郵便物発送処理・管理システム

通称、ネオポスト。大量の郵便物の重量を短時間で計算し、自動的に正しい郵便料金を計算する料金計器

エ 使用財産の返還届の提出について

使用許可を受けた行政財産を返還しようとするとき、使用者は、返還しようとする日の7日前までに返還届を提出しなければならないとされているが、返還届が提出されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(総務局)

項目	内容
財産の名称	芸北地域事務所第2庁舎
用途等	物資部販売所(81.42㎡)
根拠	行政財産使用規則第11条(使用財産の返還)

【意見】

債権管理の状況について

債権の適正管理の確保、回収対策の促進等債権管理の高度化・効率化に向けた取組を総合的に推進するため、平成19年度に設置された「広島県債権管理会議」では、平成19年度から21年度の3年間で「集中対策期間」と位置付け、各債権ごとに縮減目標を設定し、集中的な取組を実施することとしている。

地域事務所でも各債権について縮減目標を設けて取り組んでいるところであるが、生活保護事業戻入金・返還金については県全体での縮減目標額は定められているものの、地域事務所レベルでは縮減目標額が定められていなかった。滞納債権の状況把握等に努め、縮減目標額を設定し、組織的に滞納繰越額の縮減に努める必要がある。(厚生環境局)

【第3 参考資料：資料番号2参照】

(3) 付 記

ア 公用車の管理状況について

公用車については、稼働率60%を目安に、毎年、配置・使用等の見直しが行われており、平成20年度4月1日現在の公用車の台数は53台と、平成16年度に比べ40台削減されている。しかし、平成19年度の稼働率は57.3%と、目安とされている60%を2.7ポイント下回っており、また、局ごとの稼働率には、ばらつきも見受けられる。

平成21年4月から地域事務所の再編が実施されるところであるが、これまで進めてきた車両の共用化による相互利用や適正配置の取組を継続していただきたい。

【第3 参考資料：資料番号1参照】

イ 公共工事のコスト縮減について

公共工事のコスト縮減については、平成16年3月に策定された「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき、平成20年度を最終年度として取り組まれており、コスト縮減額は、本庁が定めた作成基準により、コスト縮減算定表を作成し算出することとされている。

コスト縮減算定表の作成については、基準どおり作成されており、ほぼ定着しているが、計画・設計段階におけるコスト縮減額への取組及び工事コスト以外の規格の見直し、事業便益の早期発現、ライフサイクルコストの低減については、引き続き努力していただきたい。

また、これまでの取組により、職員のコスト縮減意識が醸成され、組織的取組による情報共有が図られたことが大きな成果と考えられることから、縮減プログラム実施年度終了後においても、引き続き、職員一人ひとりのコスト縮減意識の醸成と組織的取組による情報の共有化を図っていただきたい。(農林局, 建設局)

4 東広島地域事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・所在地, 所管区域

局名等	所在地	所管区域
総務局	東広島市西条昭和町13番10号	東広島市, 竹原市, 大崎上島町
税務局		
厚生環境局 東広島地域保健所		
農林局		
建設局	東広島市西条昭和町13番10号	【土木に関する事務】 東広島市（港湾, 漁港及び海岸に関する事務を除く） 【建築に関する事務】 東広島市, 竹原市, 大崎上島町
建設局竹原支局	竹原市中央五丁目6番28号	【土木に関する事務】 東広島市（港湾, 漁港及び海岸に関する事務）, 竹原市, 大崎上島町

- ・組織体制 5局, 1支局, 21課, 2事業所, 1事務所
293人（平成20年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

局名等	課名等
総務局	総務課, 経理課
税務局	収納管理課, 課税課
厚生環境局 東広島地域保健所	厚生推進課, 保健課, 生活衛生課, 環境管理課
農林局	農村振興課, 家畜保健衛生課（家畜保健衛生所）, 農村整備課, 林務課
建設局	管理課, 用地課, 維持課, 工務課, 空港関連整備課, 福富ダム建設事業所, 棕梨ダム管理事務所
建設局竹原支局	建設総務課, 用地課, 維持管理課, 工務課, 仁賀ダム建設事業所

イ 地域事務所重点監査項目

- ・公用車の管理状況
- ・債権管理の状況
- ・不法占用の解消に向けた取組状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

(税務局)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成19年10月)
個人県民税	298,601,472円	241,384,856円
法人県民税	6,464,028円	3,929,480円
個人事業税	17,606,462円	24,119,989円
法人事業税	18,289,043円	3,837,900円
不動産取得税	32,242,421円	31,186,479円
自動車税	53,534,681円	65,491,715円
過少申告加算金	1,000円	0円
不申告加算金	72,000円	97,100円

(厚生環境局)

未熟児養育医療費負担金	6人 107,691円	4人 65,033円
生活保護費に係る戻入金・返還金	4人 1,042,865円	5人 1,148,719円
特別障害者手当に係る戻入金・返還金	1人 64,300円	1人 117,300円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	10人 3,910,940円	12人 4,147,950円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	55人 15,363,161円	57人 16,614,804円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人 2,676,551円	4人 2,576,723円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	1人 31,300円	1人 31,300円
母子福祉資金に係る戻入金	2人 157,000円	2人 167,000円

(建設局)

道路使用料	1人 33,600円	2人 55,160円
河川使用料	27人 98,174円	14人 79,424円
砂防設備使用料	4人 10,230円	2人 5,010円
住宅使用料	11人 1,403,926円	9人 1,090,626円
駐車場使用料	5人 49,200円	4人 27,300円
雑収（違法放置物件の撤去費用）	1人 21,000円	1人 21,000円

(建設局竹原支局)

道路使用料	1人 48,580円	2人 43,080円
公有水面使用料	1人 15,480円	1人 15,480円

イ 決裁を受けずに行われた資金前渡額の増額変更について

常時の資金前渡において、決裁を受けることなく、資金前渡額の変更（増額）が行われていた。適正な事務処理に努められたい。（建設局竹原支局）

ウ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、広島県契約規則で定めることとされている、予定価格が定められていなかった。また、設計金額の積算も行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（農林局）

- ・海洋牧場施設管理業務（平成19年度、平成20年度）

【意見】

ア 委託契約における契約方法について

予定価格 100 万円以下の水門等開閉業務委託について、開閉方法や地理・地形に精通しており、過去の実績もあるなどとして 1 者のみから見積書を徴して随意契約を締結しているものがあるが、他に受託できる業者がないか十分検討する必要がある。(建設局竹原支局)

・地方港湾 大西港 大西港海岸 水門・陸^こ閘等 開閉業務委託 (平成 20 年度)

イ 債権管理の状況について

債権の適正管理の確保、回収対策の促進等債権管理の高度化・効率化に向けた取組を総合的に推進するため、平成 19 年度に設置された「広島県債権管理会議」では、平成 19 年度から 21 年度の 3 年間で「集中対策期間」と位置付け、各債権ごとに縮減目標を設定し、集中的な取組を実施することとしている。

地域事務所でも各債権について縮減目標を設けて取り組んでいるところであるが、生活保護事業戻入金・返還金については県全体での縮減目標額は定められているものの、地域事務所レベルでは縮減目標額が定められていなかった。滞納債権の状況把握等に努め、縮減目標額を設定し、組織的に滞納繰越額の縮減に努める必要がある。

また、児童扶養手当に係る返還金の滞納債権の管理において、督促状の送付が行われて以降、納入確約書の徴求など時効の中断措置がとられず、消滅時効が完成したものがあつた。納入確約書の徴求や督促状の発送、債権管理簿の整理など債務者への対応に当たっては、「債権管理事務取扱規則」及び「児童扶養手当返納金に係る徴収事務実施要領」等のマニュアルに従い実施するよう徹底し、債権管理に係る事務処理を適切に実施する必要がある。(厚生環境局)

【第 3 参考資料：資料番号 2 参照】

ウ 不法占用の解消に向けた取組状況について

県が管理する河川への不法占用の対応状況をみると、多くのものが、河川管理に実質的な支障がないとして、「河川における不法行為対策指針」(平成 17 年 11 月改定)により、事業の進ちょくによる撤去・原状回復、行政指導、手続指導による許可などによって対応することとしているが、不法占有が長期化した状態となっている。

財産の適正管理のため、不法占有の状況に応じた対応策を検討し、境界の確定など不法占有の解消に向けて本庁、地方機関が一体となって早急に取り組む必要がある。(建設局、建設局竹原支局)

【第 3 参考資料：資料番号 3 参照】

(3) 付 記

ア 契約の締結時期について

次の委託契約の契約書において、契約期間に「委託期間開始日までの間に実施した契約目的に合致する用務に掛かった経費についても、この委託事業による支出を認めるものとする。」との規定を設けているが、契約締結に当たっては、このような規定を設ける必要がないよう、早期に手続を行っていただきたい。(農林局)

・海洋牧場施設管理業務 (平成 19 年度、平成 20 年度)

イ 公用車の管理状況について

公用車については、稼働率 60%を目安に、毎年、配置・使用等の見直しが行われており、平成 20 年度 4 月 1 日現在の公用車の台数は 62 台と、平成 16 年度に比べ 39 台削減されている。しかし、平成 19 年度の稼働率は 53.1%と、目安とされている 60%を 6.9 ポイント下回っており、また、局ごとの稼働率には、ばらつきも見受けられる。

平成 21 年 4 月から地域事務所の再編が実施されるところであるが、これまで進めてきた車両の共用

化による相互利用や適正配置の取組を継続していただきたい。

【第3 参考資料：資料番号1参照】

ウ 公共工事のコスト削減について

公共工事のコスト削減については、平成16年3月に策定された「広島県公共事業コスト削減プログラム」に基づき、平成20年度を最終年度として取り組まれており、コスト削減額は、本庁が定めた作成基準により、コスト削減算定表を作成し算出することとされている。

コスト削減算定表の作成については、基準どおり作成されており、ほぼ定着しているが、計画・設計段階におけるコスト削減額への取組及び工事コスト以外の規格の見直し、事業便益の早期発現、ライフサイクルコストの低減については、引き続き努力していただきたい。

また、これまでの取組により、職員のコスト削減意識が醸成され、組織的取組による情報共有化が図られたことが大きな成果と考えられることから、削減プログラム実施年度終了後においても、引き続き、職員一人ひとりのコスト削減意識の醸成と組織的取組による情報の共有化を図っていただきたい。(農林局, 建設局, 建設局竹原支局)

5 尾三地域事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・所在地, 所管区域

局名等	所在地	所管区域
総務局	尾道市古浜町26番12号	三原市, 尾道市, 世羅町
(総務局総務第二課)	三原市円一町二丁目4番1号	
税務局	尾道市古浜町26番12号	
厚生環境局 尾三地域保健所	三原市円一町二丁目4番1号	
農林局	尾道市古浜町26番12号	
建設局	三原市円一町二丁目4番1号	

- ・組織体制 5局, 22課, 2事業所
285人(平成20年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

局名等	課名等
総務局	総務課, 総務第二課
税務局	収納管理課, 課税第一課, 課税第二課
厚生環境局 尾三地域保健所	厚生推進課, 保健課, 生活衛生課, 環境管理課
農林局	農村振興課, 水産課, 家畜保健衛生課, 農村整備第一課, 農村整備第二課, 林務課, 重井・三河農業水利改良事業所
建設局	管理課, 用地課, 維持課, 工務第一課, 工務第二課, 港湾建設課, 建築課, 野間川ダム建設事業所

イ 地域事務所重点監査項目

- ・公用車の管理状況
- ・債権管理の状況
- ・不法占有の解消に向けた取組状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において, 長期未納(滞納繰越額)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生 of 未然防止に努められたい。

(総務局)

区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成18年11月)
違約金及び延納利息	1人 81,385円	1人 81,385円

(税務局)

個人県民税	280,843,599円	246,047,120円
法人県民税	7,557,252円	8,464,998円
個人事業税	30,002,545円	36,763,545円
法人事業税	18,513,100円	18,973,560円
不動産取得税	31,773,861円	53,093,465円
自動車税	39,846,564円	70,934,192円
過少申告加算金	296,200円	323,200円
不申告加算金	1,001,600円	928,600円
重加算金	3,112,693円	5,786,958円

(厚生環境局)

児童扶養手当に係る戻入金・返還金	13人	3,969,060円	13人	4,291,060円
生活保護費に係る戻入金・返還金	15人	4,256,465円	19人	3,162,409円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	175人	44,444,585円	155人	34,139,974円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	43人	1,345,890円	40人	1,308,590円
母子福祉資金に係る戻入金	1人	36,000円	1人	85,000円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	6人	4,135,336円	6人	3,655,662円
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	1人	60,047円	1人	60,047円
未熟児養育医療費負担金	1人	130,135円	0人	0円
廃棄物処理に係る行政代執行弁償金	2人	1,668,905円	3人	1,716,887円

(建設局)

道路使用料	2人	7,044円	1人	2,100円
河川使用料	7人	35,904円	9人	35,822円
公有水面使用料	10人	4,294,238円	5人	4,013,780円
海岸使用料	4人	4,995円	1人	1,625円
住宅使用料	52人	12,199,967円	48人	12,606,050円
駐車場使用料	20人	360,903円	14人	203,190円
道路事業に係る行政代執行弁償金	1人	164,215円	1人	164,215円

イ 現金出納に係る事務処理について

現金出納に係る事務処理について、表計算ソフトを使用して現金出納簿を作成する場合は、審査指導課の定める要件を具備する必要があるが、要件を具備せず、現金出納簿の作成・管理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(総務局総務第二課)

根拠	<p>電子計算ソフト等を使用して、会計帳簿を作成することについて (平成15年3月24日指導検査室長通知)(抜粋)</p> <p>次の要件を備えるものに限り、電子計算ソフト等を使用して会計規則で定める帳簿を作成することは差し支えないこととします。</p> <p>(5) 現金等の取扱がない月を除き、月ごとに紙に印刷して帳簿の正本として帳簿を備付者が管理すること。</p> <p>(6) 帳簿のデータは、当該ファイルにパスワードを設定又はFD等の外部媒体に専用保存して、帳簿を備え付ける者が管理するなど、第三者が容易に介入できない方法により管理すること。</p>
----	--

ウ 行政財産の使用許可について

行政財産の使用許可について、次のとおり行政財産使用規則に基づく事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(農林局)

1	内 容	許可を受けた日から一週間以内に提出しなければならない誓約書の徴収が行われていないものがあつた。
	用途等	自動販売機2台
	根 拠	行政財産使用規則第4条(誓約書の提出)

(総務局総務第二課)

2	内 容	使用許可を受けた行政財産を返還しようとするとき、使用者は、返還しようとする日の7日前までに財産返還届を提出しなければならないとされているが、返還届が提出されていないものがあつた。
	用途等	物資部販売所
	根 拠	行政財産使用規則第11条(使用財産の返還)

エ 物品の購入に係る見積りの徴取について

物品の発注において、次のとおり運用指針等に基づく事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(総務局)

1	内 容	5万円以上10万円未満の物品の購入に当たり、2者以上の見積合せを行った後、安価な者と随意契約をすることとなっているが、1者のみの見積りで契約していた。 ・主要事業の概要（農林局）の印刷等3件
	根 拠	・広島県契約規則第31条 ・物品契約事務に係る運用指針（H19.3.7通知）3（4）ア ・物品マニュアルⅡ10（2）
2	内 容	授産施設等に名刺を発注するにあたり、健康福祉局が作成する施設等の対象一覧の中から、1者のみの見積りで契約していた。
	根 拠	・広島県契約規則第31条 ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に関する手続の運用（H18.3.20制定）4（5）ア

【意 見】

ア 領収原符の保管について

母子及び寡婦福祉資金貸付金等の償還金を債務者から徴収する際に使用する領収原符について、以前使用し、未使用分が残っている領収原符の管理が行われていなかった。領収原符は、収入の証拠書類となるものであり、適切な管理を行う必要がある。(厚生環境局)

イ フェリー券の管理について

フェリー券において、年度使用実績に見合わない過大な購入があつた。購入に当たっては、残高や使用見込量を勘案して購入するなど、予算の効率的な執行に努める必要がある。

(総務局総務第二課)

区 分	年 度	前年度繰越額	購 入 額	使 用 額	次年度繰越額又は現在高
フェリー券	H19	555,040円	2,082,700円	1,573,480円	1,064,260円
	H20 (監査日現在)	1,064,260円	379,500円	406,100円	1,037,660円

※平成19年度の購入額のうち、493,200円は20年3月に購入

ウ 債権管理の状況について

(ア) 債権の適正管理の確保、回収対策の促進等債権管理の高度化・効率化に向けた取組を総合的に推進するため、平成19年度に設置された「広島県債権管理会議」では、平成19年度から21年度の3年間を「集中対策期間」と位置付け、各債権ごとに縮減目標を設定し、集中的な取組を実施することとしている。

地域事務所でも各債権について縮減目標を設けて取り組んでいるところであるが、生活保護事業戻入金・返還金については県全体での縮減目標額は定められているものの、地域事務所レベルでは縮減目標額が定められていなかった。滞納債権の状況把握等に努め、縮減目標額を設定し、組織的に滞納繰越額の縮減に努める必要がある。

また、生活保護事業や児童扶養手当返還金に係る戻入金及び返還金債権の管理において、納入確約書を受領して以降、時効の中断措置をとらず、消滅時効が完成したものや、消滅時効の完成が間近な債務者に時効の中断措置がとられていないものがあつた。納入確約書の徴求や督促状の発送、債権管理簿の整理など債務者への対応に当たっては、「債権管理事務取扱規則」及び「生活保護法による返還金・徴収金等に係る債権管理の手引」や「児童扶養手当返納金に係る徴収事務実施要領」等のマニュアルに従い実施するよう徹底し、債権管理に係る事務処理を適切に実施する必要がある。

(厚生環境局)

(イ) 道路使用料や河川使用料などの債権管理に当たって、文書督促は行っているが財産調査等がなされないまま、消滅時効が完成したものなど債務者の状況把握が不十分なものがあつた。道路使用料や河川使用料などの債権は、税と同様に滞納処分の例により処理することが認められていることから、差押等滞納処分を前提として滞納者の財産調査を行うなど徴収の取組を強化し、滞納繰越額の縮減に努める必要がある。

また、河川使用料の滞納債権の管理において、督促状の送付がされていないものがあつた。債権管理に係る事務処理を適切に実施する必要がある。(建設局)

【第3 参考資料：資料番号2参照】

エ 不法占用の解消に向けた取組状況について

県が管理する河川への不法占用の対応状況をみると、多くのものが、河川管理に実質的な支障がないとして、「河川における不法行為対策指針」(平成17年11月改定)により、事業の進捗よくなる撤去・原状回復、行政指導、手続指導による許可などによって対応することとしているが、不法占有が長期化した状態となっている。

財産の適正管理のため、不法占有の状況に応じた対応策を検討し、境界の確定など不法占有の解消に向けて本庁、地方機関が一体となって早急に取り組む必要がある。

また、公有水面及び港湾の不法占有については、「港湾区域における不法行為対策要領」(平成17年4月)に基づく処理が行われていないものがあつた。港湾区域等の管理の適正化を図るため、当面、指針に基づいた処理を徹底する必要がある。(建設局)

【第3 参考資料：資料番号3参照】

(3) 付 記

ア 公用車の管理状況について

公用車については、稼働率60%を目安に、毎年、配置・使用等の見直しが行われており、平成20年度4月1日現在の公用車の台数は79台と、平成16年度に比べ33台削減されている。しかし、平成19年度の稼働率は49.4%と、目安とされている60%を10.6ポイント下回っており、また、局ごとの稼働率には、ばらつきも見受けられる。

平成21年4月から地域事務所の再編が実施されるところであるが、これまで進めてきた車両の共用化による相互利用や適正配置の取組を継続していただきたい。

【第3 参考資料：資料番号1参照】

イ 公共工事のコスト縮減について

公共工事のコスト縮減については、平成16年3月に策定された「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき、平成20年度を最終年度として取り組まれており、コスト縮減額は、本庁が定めた作成基準により、コスト縮減算定表を作成し算出することとされている。

コスト縮減算定表の作成については、基準どおり作成されており、ほぼ定着しているが、計画・設計段階におけるコスト縮減額への取組及び工事コスト以外の規格の見直し、事業便益の早期発現、ライフサイクルコストの低減については、引き続き努力していただきたい。

また、これまでの取組により、職員のコスト縮減意識が醸成され、組織的取組による情報共有化が図られたことが大きな成果と考えられることから、縮減プログラム実施年度終了後においても、引き続き、職員一人ひとりのコスト縮減意識の醸成と組織的取組による情報の共有化を図っていただきたい。(農林局、建設局)

6 福山地域事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・所在地, 所管区域

局名等	所在地	所管区域
総務局	福山市三吉町一丁目1番1号	福山市, 府中市, 神石郡神石高原町
税務局		
厚生環境局 福山地域保健所		
農林局		
建設局		

- ・組織体制 5局, 27課, 1担当, 1班, 1事業所, 1事務所

341人(平成20年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

局名等	課名等
総務局	総務課, 経理課, 企画調整担当, 商工労働課
税務局	特別滞納整理班, 税務管理課, 収納課, 事業税課, 不動産税課, 自動車税課
厚生環境局 福山地域保健所	厚生推進課, 保健課, 生活衛生課, 環境管理課, 試験検査課
農林局	農村振興課, 水産課, 家畜保健衛生課(家畜保健衛生所), 農村整備第一課, 農村整備第二課, 林務課, 三川ダム管理事務所
建設局	管理課, 用地第一課, 用地第二課, 維持課, 工務第一課, 工務第二課, 港湾課, 建築課, 福山幹線道路建設事業所

イ 地域事務所重点監査項目

- ・公用車の管理状況
- ・債権管理の状況
- ・不法占用の解消に向けた取組状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において, 長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

(税務局)

区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成19年10月)
個人県民税	710,071,017円	521,422,734円
法人県民税	25,566,458円	30,240,363円
個人事業税	49,260,685円	107,250,173円
法人事業税	143,364,749円	117,509,658円
不動産取得税	151,774,584円	176,895,579円
自動車税	198,284,561円	171,536,510円
過少申告加算金	237,400円	24,000円
不申告加算金	785,292円	536,156円
重加算金	44,380,113円	57,189,513円

(厚生環境局)

未熟児養育医療費負担金	1人	51,000円	1人	51,000円
生活保護費に係る戻入金・返還金	19人	8,542,606円	23人	7,431,487円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	30人	6,672,410円	36人	7,794,040円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	45人	9,479,372円	43人	9,953,397円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	2人	581,718円	2人	591,718円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	23人	1,201,076円	25人	1,684,842円
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	2人	33,178円	2人	130,778円

(建設局)

道路使用料	16人	4,553,220円	16人	4,527,670円
河川使用料	15人	1,115,390円	12人	938,060円
砂防設備使用料	1人	100円	0人	0円
住宅使用料	215人	26,706,497円	204人	26,735,835円
駐車場使用料	129人	2,959,015円	122人	2,945,898円
港湾施設使用料	5人	3,051,072円	6人	3,464,922円
雑入(港湾施設の使用に伴う電気料金及び水道料金)	1人	183,628円	0人	0円

イ 公印の管理について

組織改編により不要となった公印について、広島県公印規程による廃棄がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(厚生環境局, 建設局)

不要となった公印	広島県福山保健所長, 広島県福山福祉保健センター所長, 広島県福山土木建築事務所長 (2個)
根拠	広島県公印規程第10条

【意見】

ア 契約における設計金額の積算根拠について

次の委託契約に係る設計金額の積算において、作業員の人役、チェーンソー燃料費、高所作業車、処分費、トラック使用料に係る数量及び単価の設定根拠が明確にされていなかった。

設計金額の積算において使用する数量や単価の設定に当たっては、標準積算基準書によるほか、見積書を徴取するなど、積算根拠を明確にしておく必要がある。(総務局)

- ・福山地域事務所庁舎樹木伐採・撤去業務委託(平成19年度)

イ 債権管理の状況について

(ア) 債権の適正管理の確保, 回収対策の促進等債権管理の高度化・効率化に向けた取組を総合的に推進するため, 平成19年度に設置された「広島県債権管理会議」では, 平成19年度から21年度の3年間を「集中対策期間」と位置付け, 各債権ごとに縮減目標を設定し, 集中的な取組を実施することとしている。

地域事務所でも各債権について縮減目標を設けて取り組んでいるところであるが, 生活保護事業戻入金・返還金については県全体での縮減目標額は定められているものの, 地域事務所レベルでは縮減目標額が定められていなかった。滞納債権の状況把握等に努め, 縮減目標額を設定し, 組織的に滞納繰越額の縮減に努める必要がある。

また, 生活保護事業や児童扶養手当返還金に係る戻入金及び返還金債権の管理において, 督促状の送付や小額の分納が行われて以降, 納入確約書の徴求など時効の中断措置がとられず, 消滅時効が完成したものがあった。納入確約書の徴求や債権管理簿の整理など債務者への対応に当たっては, 「債権管理事務取扱規則」及び「生活保護法による返還金・徴収金等に係る債権管理の手引」や「児童扶養手当返納金に係る徴収事務実施要領」等のマニュアルに従い実施するよう徹底し, 債権管理に係る事務処理を適切に実施する必要がある。

(厚生環境局)

(イ) 道路使用料や河川使用料などの債権管理に当たって、文書督促は行っているが財産調査等がなされないまま、消滅時効が完成したものなど債務者の状況把握が不十分なものがあつた。道路使用料や河川使用料などの債権は、税と同様に滞納処分の例により処理することが認められていることから、差押等滞納処分を前提として滞納者の財産調査を行うなど徴収の取組を強化し、滞納繰越額の縮減に努める必要がある。(建設局)

【第3 参考資料：資料番号2参照】

ウ 不法占用の解消に向けた取組状況について

県が管理する河川への不法占用の対応状況をみると、多くのものが、河川管理に実質的な支障がないとして、「河川における不法行為対策指針」(平成17年11月改定)により、事業の進捗による撤去・原状回復、行政指導、手続指導による許可などによって対応することとしているが、不法占有が長期化した状態となっている。

財産の適正管理のため、不法占有の状況に応じた対応策を検討し、境界の確定など不法占有の解消に向けて本庁、地方機関が一体となって早急に取り組む必要がある。(建設局)

【第3 参考資料：資料番号3参照】

(3) 付 記

ア 公用車の管理状況について

公用車については、稼働率60%を目安に、毎年、配置・使用等の見直しが行われており、平成20年度4月1日現在の公用車の台数は75台と、平成16年度に比べ37台削減されている。しかし、平成19年度の稼働率は53.1%と、目安とされている60%を6.9ポイント下回っており、また、局ごとの稼働率には、ばらつきも見受けられる。

平成21年4月から地域事務所の再編が実施されるところであるが、これまで進めてきた車両の共用化による相互利用や適正配置の取組を継続していただきたい。

【第3 参考資料：資料番号1参照】

イ 公共工事のコスト縮減について

公共工事のコスト縮減については、平成16年3月に策定された「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき、平成20年度を最終年度として取り組まれており、コスト縮減額は、本庁が定めた作成基準により、コスト縮減算定表を作成し算出することとされている。

コスト縮減算定表の作成については、基準どおり作成されており、ほぼ定着しているが、計画・設計段階におけるコスト縮減額への取組及び工事コスト以外の規格の見直し、事業便益の早期発現、ライフサイクルコストの低減については、引き続き努力していただきたい。

また、これまでの取組により、職員のコスト縮減意識が醸成され、組織的取組による情報共有化が図られたことが大きな成果と考えられることから、縮減プログラム実施年度終了後においても、引き続き、職員一人ひとりのコスト縮減意識の醸成と組織的取組による情報の共有化を図っていただきたい。(農林局、建設局)

7 備北地域事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・所在地, 所管区域

局名等	所在地	所管区域
総務局 (総務局総務第二課)	三次市十日市東四丁目6番1号 庄原市東本町一丁目4番1号	三次市, 庄原市
税務局	三次市十日市東四丁目6番1号	
厚生環境局 備北地域保健所	三次市十日市東四丁目6番1号	
農林局	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市
農林局庄原支局	庄原市東本町一丁目4番1号	庄原市
建設局	三次市十日市東四丁目6番1号	【土木に関する事務】 三次市 【建築に関する事務】 三次市, 庄原市
建設局庄原支局	庄原市東本町一丁目4番1号	【土木に関する事務】 庄原市

- ・組織体制 5局, 2支局, 29課, 1担当, 2所
326人 (平成20年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

局名等	課名等
総務局	総務課, 経理課, 企画調整担当, 総務第二課
税務局	収納管理課, 課税課
厚生環境局 備北地域保健所	厚生推進課, 保健課, 生活衛生課, 環境管理課, 試験検査課
農林局	農村振興課, 農村整備第一課, 農村整備第二課, 林務課
農林局庄原支局	農村振興課, 家畜保健衛生課・家畜保健衛生所, 農村整備第一課, 農村整備第二課, 林務第一課, 林務第二課
建設局	管理課, 用地課, 維持課, 工務第, 建築課
建設局庄原支局	管理課, 用地課, 維持課, 工務課, 庄原ダム建設事業所

イ 地域事務所重点監査項目

- ・公用車の管理状況
- ・債権管理の状況
- ・不法占用の解消に向けた取組状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納(滞納繰越)について

次の歳入において, 長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生 of 未然防止に努められたい。

(税務局)

区 分	長期末納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成 18 年 11 月)
個人県民税	78,756,633 円	86,531,873 円
法人県民税	2,946,089 円	2,184,387 円
個人事業税	8,255,157 円	9,978,342 円
法人事業税	2,733,600 円	3,272,000 円
不動産取得税	38,728,482 円	39,555,784 円
自動車税	57,963,532 円	61,372,429 円
不申告加算金	80,900 円	38,400 円
重加算金	7,210,719 円	7,270,100 円

(厚生環境局)

児童扶養手当に係る戻入金・返還金	8 人 3,093,520 円	8 人 3,205,520 円
生活保護費に係る戻入金・返還金	4 人 1,856,247 円	2 人 536,000 円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	45 人 18,671,877 円	41 人 17,642,393 円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	21 人 2,269,447 円	23 人 2,318,547 円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	5 人 1,086,983 円	5 人 1,142,775 円
寡婦福祉資金に係る違約金・延納利息	3 人 290,100 円	3 人 290,100 円
特別障害者手当に係る戻入金・返還金	1 人 60,760 円	1 人 79,760 円

(農林局庄原支局)

工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1 人 154,501 円	1 人 154,501 円
委託契約に係る違約金	1 人 178,500 円	1 人 178,500 円

(建設局)

道路使用料	4 人 5,460 円	6 人 84,447 円
河川使用料	16 人 37,060 円	4 人 38,250 円
住宅使用料	31 人 2,581,811 円	16 人 1,858,261 円
駐車場使用料	19 人 168,980 円	7 人 103,980 円

イ 母子・寡婦福祉資金の返還金等の収納手続について

母子・寡婦福祉資金の返還金等の徴収において、分任出納員は、現金を領収したときは、広島県会計規則第 45 条の規定に基づき、領収証書を納入者に交付すべきところ、領収した現金を金融機関へ払い込み後、領収証書を納入者に送付しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(厚生環境局)

【意 見】

ア 公園管理業務委託契約について

公園管理業務委託契約において、比婆道後帝釈国定公園帝釈峡地区内における 1 年度内の①便所清掃事業、②便所管理事業、③園地清掃事業の 3 つの事業が委託されているが、当該事業の実施回数が契約書に定められていなかった。

各事業の実施回数は、契約における重要な要素であることから、契約書において定める必要がある。

(農林局庄原支局)

- ・公園管理業務委託契約 (平成 19 年度)

イ 債権管理の状況について

(ア) 債権の適正管理の確保、回収対策の促進等債権管理の高度化・効率化に向けた取組を総合的に推進するため、平成19年度に設置された「広島県債権管理会議」では、平成19年度から21年度の3年間を「集中対策期間」と位置付け、各債権ごとに縮減目標を設定し、集中的な取組を実施することとしている。

地域事務所でも各債権について縮減目標を設けて取り組んでいるところであるが、生活保護事業戻入金・返還金については県全体での縮減目標額は定められているものの、地域事務所レベルでは縮減目標額が定められていなかった。滞納債権の状況把握等に努め、縮減目標額を設定し、組織的に滞納繰越額の縮減に努める必要がある。

また、母子・寡婦福祉資金貸付金に係る滞納債権の管理において、催告状の送付や連帯保証人に対する連帯保証債務の履行請求が行われていなかった。債権管理に当たっては、貸付時や償還開始時及び延滞発生時の借主、連帯借主への対応はもとより、連帯保証人に対する連帯保証債務の履行請求等についても「母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」及び「母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル」に従い実施するよう徹底し、債権管理に係る事務処理を適切に実施する必要がある。

(厚生環境局)

(イ) 道路使用料や河川使用料などの債権管理に当たって、文書督促は行っているが財産調査等がなされないまま、消滅時効が完成したものなど債務者の状況把握が不十分なものがあつた。道路使用料や河川使用料などの債権は、税と同様に滞納処分为例により処理することが認められていることから、差押等滞納処分を前提として滞納者の財産調査を行うなど徴収の取組を強化し、滞納繰越額の縮減に努める必要がある。(建設局)

【第3 参考資料：資料番号2参照】

(3) 付 記

ア 公用車の管理状況について

公用車については、稼働率60%を目安に、毎年、配置・使用等の見直しが行われており、平成20年度4月1日現在の公用車の台数は89台と、平成16年度に比べ66台削減されている。

しかし、平成19年度の稼働率は53.4%と、目安とされている60%を6.6ポイント下回っており、また、局ごとの稼働率には、ばらつきも見受けられる。

平成21年4月から地域事務所の再編が実施されるところであるが、これまで進めてきた車両の共用化による相互利用や適正配置の取組を継続していただきたい。

【第3 参考資料：資料番号1参照】

イ 公共工事のコスト縮減について

公共工事のコスト縮減については、平成16年3月に策定された「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき、平成20年度を最終年度として取り組まれており、コスト縮減額は、本庁が定めた作成基準により、コスト縮減算定表を作成し算出することとされている。

コスト縮減算定表の作成については、基準どおり作成されており、ほぼ定着しているが、計画・設計段階におけるコスト縮減額への取組及び工事コスト以外の規格の見直し、事業便益の早期発見、ライフサイクルコストの低減については、引き続き努力していただきたい。

また、これまでの取組により、職員のコスト縮減意識が醸成され、組織的取組による情報共有が図られたことが大きな成果と考えられることから、縮減プログラム実施年度終了後においても、引き続き、職員一人ひとりのコスト縮減意識の醸成と組織的取組による情報の共有化を図っていただきたい。(農林局、農林局庄原支局、建設局、建設局庄原支局)

8 備北子ども家庭センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 子ども, 知的障害のある人, 女性に関する相談業務
- ・所在地 三次市十日市東四丁目6番1号
- ・組織体制 2課(相談援助課, 判定指導課)
- ・職員数 9人(平成20年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)
- ・主な事業実績(平成19年度)

(ア) 相談種別受付件数 (単位: 件)

養護	心身障害※	非行	健全育成	その他	計
201	322	27	93	4	647

※保健相談を含む。

(イ) 児童虐待対応件数 (単位: 件)

身体的虐待	ネグレクト※	性的虐待	心理的虐待	計
46	64	1	12	123

※ネグレクトとは, 遺棄, 衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置(栄養不良, 極端な不潔, 怠慢ないし拒否による病気の発生, 学校へ行かせないなど)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

次の歳入において, 長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成18年11月)
児童福祉総務費負担金(県立の児童福祉施設への入所に係る負担金)	1人 493,000円	2人 1,402,700円
児童措置費負担金(民間の児童福祉施設への入所に係る負担金)	12人 2,243,000円	10人 2,011,000円

9 食肉衛生検査所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 獣畜のと殺又は解体に伴う検査，と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者の指導及び監督，食鳥検査，食鳥処理業者の指導及び監督
- ・所在地 三次市粟屋町 1911 番地 1
- ・職員数 10 人（平成 20 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
- ・主な事業実績（平成 19 年度）

(ア) と畜検査頭数

（単位：頭）

牛	馬	豚	めん山羊	計
1,403	—	12,431	—	13,834

（注）と畜場外と殺を除く。

(イ) 食鳥検査羽数

（単位：羽）

ブロイラー	成 鶏	あひる	七面鳥	計
3,366,963	—	—	—	3,366,963

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

10 瀬戸田高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 尾道市瀬戸田町名荷 1110-2
- ・教職員数 18人(8人)
〔平成20年5月1日現在で本務者数。()内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計〕
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120
生徒数 (人)		34	36	36	106
充足率 (%)		85.0	90.0	90.0	88.3
進 学 就 職	大学・短大	15人 (30.0%)			
	専修・各種	13人 (26.0%)			
	就 職	14人 (28.0%)			
	その他	8人 (16.0%)			
退学者 (人)		5 (1)			
休学者 (人)		0			

- (注)・「学科・学年」の生徒数等は, 平成20年5月1日現在である。
- ・「進学就職」, 「退学者」, 「休学者」の状況は, 平成19年度(平成20年3月末現在)である。
 - ・「退学者」の()内は, 退学者のうち, 休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 工事請負契約における手続について

次の工事請負契約において, 請負人に監督者の職名・氏名を通知していなかった。適切な事務処理に努められたい。

- ・広島県立瀬戸田高等学校部室外壁補修工事(平成19年度)

イ 学校諸費会計等の取扱事務について

学校諸費会計等の取扱事務において, 次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」に定められた事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

	内 容	学校諸費会計等取扱要綱の規定
1	次の会計において, 平成19年度の監査の状況について校長への報告が行われていなかった。 ・同窓会会計 ・同窓会(特別基金)会計	監査実施者は, 会計担当者及び点検者立会いの上監査を年1回以上実施し, 校長に監査の状況を文書により報告しなければならない。(第5条第3項)
2	次の会計において, 平成20年度に会計担当者の異動があつたが, 引継目録の作成と引継ぎが行われておらず, また, 校長に報告されていなかった。 ・2学年会計(19年度入学生) ・3学年会計(18年度入学生) ・家庭科実習費会計 ・生徒会会計 ・諸費会計 ・生徒特別活動会計	会計担当者に異動があつた場合は, 10日以内に引継目録を作成し引き継ぎ, 校長に報告しなければならない。(第6条)

【意見】

毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理において、平成20年2月に行われた尾三地域保健所の薬務関係監視指導の指摘事項について改善措置がとられていなかった。

毒物及び劇物の適正な管理のため、指摘事項について速やかに改善する必要がある。また、使用見込みのない毒物及び劇物等については、速やかに廃棄していただきたい。

[尾三地域保健所の指摘事項]

- 1 毒劇物の在庫量の定期点検，使用量の把握に努めること。
- 2 容器の転倒防止措置をとること。
- 3 点検の方法を定めること。これを危害防止規定に記載すること。
- 4 毒劇物の安全性データシートを備えること。

11 久井高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 三原市久井町羽倉 264
- ・教職員数 16 人 (9 人)
〔平成 20 年 5 月 1 日現在で本務者数。() 内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計〕
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)		40	40	80
生徒数	(人)		21	12	33
充足率	(%)		52.5	30.0	41.3
進 学 就 職	大学・短大	10 人 (28.6%)			
	専修・各種	14 人 (40.0%)			
	就 職	11 人 (31.4%)			
	その他	0 人 (0.0%)			
退学者	(人)	0			
休学者	(人)	1			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は, 平成 20 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」, 「休学者」の状況は, 平成 19 年度 (平成 20 年 3 月末現在) である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納 (滞納繰越分) について

次の歳入において, 長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成 20 年 3 月末)
高等学校使用料 (全日制授業料)	2 人 168,740 円	2 人 170,740 円

イ 委託契約における設計金額の積算について

施設管理業務における設計金額の積算において, 財産管理課が定める方法によらず設計金額を積算していた。適正な事務処理に努められたい。

- ・給水ポンプ設備保守点検業務 (平成 20~21 年度長期継続契約)

財政的援助団体等

1 財団法人 野呂山観光開発公社

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 野呂山公園施設指定管理者業務
- ・住所 呉市川尻町板休 5502 番 37
- ・理事長 渡邊 正弘
- ・設立 平成 43 年 4 月 30 日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 野呂山公園施設
- ・指定期間 平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 11,844 千円
(うち、平成 19 年度管理費用 3,948,000 円)
- ・所管課 環境県民局環境部自然環境課

ウ 利用状況

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
オートキャンプ	1,078 人	1,031 人	1,272 人
デイキャンプ	1,117 人	1,442 人	1,520 人
シャワー	429 人	539 人	381 人
合 計	2,624 人	3,012 人	3,173 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付 記

現金の管理について

平成 19 年度に現金の盗難被害があったが、会計規則に定められた取扱いを徹底するとともに、再発防止に努めていただきたい。

監査の結果等参考資料

資料番号

1

地域事務所 重点監査項目	公用車の管理状況について
監査の趣旨	公用車の適正管理使用の効率化が図られているか。公用車についてどのような見直しが行われたか、稼働率は上がっているかなどについて監査した。
監査対象機関	広島地域事務所、呉地域事務所、芸北地域事務所、東広島地域事務所、尾三地域事務所、福山地域事務所、備北地域事務所
監査の結果等	※（ ）内は、対象地域事務所
<p>1 監査の結果 特に指摘すべき事項はなかった。</p> <p>2 付 記 公用車の管理状況について 公用車については、稼働率60%を目安に、毎年、配置・使用等の見直しが行われており、平成20年度4月1日現在の公用車の台数は〇〇台と、平成16年度に比べ〇〇台削減されている。しかし、平成19年度の稼働率は〇〇.〇%と、目安とされている60%を〇.〇ポイント下回っており、また、局ごとの稼働率には、ばらつきも見受けられる。 平成21年4月から地域事務所の再編が実施される場所であるが、これまで進めてきた車両の共用化による相互利用や適正配置の取組を継続していただきたい。 〔 広島地域事務所、呉地域事務所、芸北地域事務所、東広島地域事務所、尾三地域事務所、福山地域事務所、備北地域事務所 〕</p>	

事業の概要（背景・現状）

1 公用車の配置台数の適正化に向けた取組の状況

地域事務所における公用車の配置・使用等の見直しについて、平成18年度の本庁監査の結果を受け、総務部長、福祉保健部長、農林水産部長及び土木部長の連名で、「16年度削減計画の予想稼働率（全体：60%）を目安に、執行体制や業務内容を勘案のうえ、各部ごとに引き続き配置・使用等の見直しを行う。」よう各地域事務所長に通知され、この通知に基づき、各地域事務所では公用車の配置台数の適正化に向けた取組を行っている。

2 公用車の台数

地域事務所における平成20年9月1日現在の公用車の台数は482台で、平成16年4月1日現在の798台に比べ、316台削減されている。

（単位：台）

	H16 (A)	H17	H18	H19	H20 (B)	B-A	H20.9.1 現在
広島	137	106	113	108	101	△36	99
呉	88	61	50	47	50	△38	44
芸北	93	73	61	52	53	△40	49
東広島	101	82	73	64	62	△39	55
尾三	112	99	92	83	79	△33	77
福山	112	102	92	80	75	△37	72
備北	155	112	100	90	89	△66	86
計	798	635	581	524	509	△289	482

注) H16～H20の台数は、4月1日現在

3 公用車の稼働率

平成19年度の稼働率は、尾三地域事務所を除き平成16年度と比べ上昇し、50%台となっている。なお、平成20年4月から8月までの稼働率は、東広島地域事務所を除き平成19年度に比べ低下し、50%を下回っている。

(単位：%，ポイント)

	16年度 (A)	17年度	18年度	19年度 (B)	B-A	20年 4月～8月
広島	48.3	52.1	51.8	52.2	3.9	46.7
呉	46.6	50.4	56.4	52.2	5.6	44.4
芸北	48.4	51.3	56.8	57.3	8.9	48.5
東広島	47.5	50.9	50.0	53.1	5.6	54.1
尾三	51.8	56.6	56.0	49.4	△2.4	40.8
福山	53.0	52.8	49.0	53.1	0.1	49.2
備北	48.5	53.2	53.2	53.4	4.9	46.7
計	49.4	52.8	52.9	52.8	3.4	…

4 地域事務所の局ごとの公用車の台数及び稼働率の状況

(1) 広島地域事務所

(単位：台，%)

地区	局，支局等名	台 数			稼働率	
		H16.4.1	H20.4.1	H20.9.1	16年度	19年度
基町	総務局	2	1	1	23.9	48.6
	税務局	19	13	14	46.2	50.7
	農林局	24	15	15	50.5	54.6
	基町庁舎計	45	29	30	44.8	52.7
廿日市	総務局総務第二課	2	1	1	32.8	27.3
	税務局廿日市支局	7	4	4	35.3	59.4
	厚生環境局	17	13	11	48.9	51.5
	建設局廿日市支局	21	15	15	49.3	39.9
	廿日市庁舎計	47	33	31	46.8	45.7
その他	建設局	36	33	32	50.7	58.2
	厚生環境局海田分室	7	5	5	50.1	57.1
	建設局魚切ダム管理事務所	1	1	1	31.3	47.8
	建設局梶毛ダム管理事務所	1	0	0	57.0	—
合 計	137	101	99	48.3	52.2	

(2) 呉地域事務所

(単位：台，%)

地区	局，支局等名	台 数			稼働率	
		H16.4.1	H20.4.1	H20.9.1	16年度	19年度
呉	総務局	4	2	2	37.0	52.7
	税務局	6	3	3	30.7	66.4
	厚生環境局	16	7	6	46.6	48.3
	農林局	31	19	17	46.2	58.8
	建設局	21	18	15	53.6	43.7
	呉庁舎計	78	49	43	46.4	51.8
その他	建設局野呂川ダム管理事務所	1	1	1	73.3	70.2
	建設局大柿支局	9	—	—	44.9	—
合 計	88	50	44	46.6	52.2	

(3) 芸北地域事務所

(単位：台，%)

地区	局，支局等名	台 数			稼働率	
		H16.4.1	H20.4.1	H20.9.1	16年度	19年度
可部	総務局	3	2	2	29.8	46.4
	税務局	7	4	4	29.0	70.1
	厚生環境局	15	8	7	37.8	50.4
	農林局（高田分を含む）	43	26	23	50.2	52.0
	可部庁舎計	68	40	36	44.5	53.3
その他	建設局（加計）	15	13	13	69.1	69.9
	建設局（吉田）	10	—	—	73.6	—
合 計		93	53	49	48.4	57.3

(4) 東広島地域事務所

(単位：台，%)

地区	局，支局等名	台 数			稼働率	
		H16.4.1	H20.4.1	H20.9.1	16年度	19年度
東広島	総務局	5	3	2	29.7	29.0
	税務局	5	3	3	54.4	42.3
	厚生環境局	20	12	11	42.2	58.8
	農林局	30	17	15	50.6	54.9
	建設局	21	16	13	52.3	54.9
	東広島庁舎計	81	51	44	49.7	53.3
その他	建設局竹原支局	17	9	9	39.4	52.9
	建設局福富ダム管理事務所	2	2	2	72.7	50.1
	建設局棕梨ダム管理事務所	1	0	0	55.1	—
合 計		101	62	55	47.5	53.1

(5) 尾三地域事務所

(単位：台，%)

地区	局，支局等名	台 数			稼働率	
		H16.4.1	H20.4.1	H20.9.1	16年度	19年度
尾道	総務局	3	2	2	67.1	58.9
	税務局	7	4	4	32.2	60.7
	農林局	43	26	25	57.1	47.3
	尾道庁舎計	53	32	31	54.3	49.6
三原	総務局総務第二課	1	1	1	46.9	51.8
	厚生環境局	26	16	16	47.1	57.5
	建設局	32	30	29	51.8	45.9
	三原庁舎計	59	47	46	49.5	50.0
合 計		112	79	77	51.8	49.4

(6) 福山地域事務所

(単位：台，%)

地区	局，支局等名	台 数			稼働率	
		H16.4.1	H20.4.1	H20.9.1	16年度	19年度
福山	総務局	5	3	3	48.5	52.5
	税務局	12	8	8	41.9	50.2
	厚生環境局	19	11	8	52.6	46.9
	農林局	31	14	14	51.6	61.0
	建設局	36	31	30	59.4	50.4
	福山庁舎計	103	67	63	53.3	52.1
その他	農林局家畜保健衛生課	8	7	7	51.4	61.2
	農林局三川ダム管理事務所	1	1	2	42.0	60.4
合 計		112	75	72	53.0	53.1

(7) 備北地域事務所

(単位：台，%)

地区	局，支局等名	台 数			稼働率	
		H16.4.1	H20.4.1	H20.9.1	16年度	19年度
三次	総務局	5	2	2	36.5	41.5
	税務局	4	4	4	46.6	56.7
	厚生環境局	18	10	9	37.9	54.6
	農林局	27	17	16	51.7	55.3
	建設局	19	16	16	59.2	50.9
	三次庁舎計	73	49	47	48.6	53.3
庄原	総務局総務第二課	2	1	1	47.5	56.3
	農林局庄原支局	40	25	24	47.1	50.7
	建設局庄原支局	19	14	14	51.1	58.3
	庄原庁舎計	61	40	39	48.3	52.9
その他	建設局上下支局	21	—	—	56.0	—
合 計		155	89	86	48.5	53.4

監査の結果等参考資料

資料番号

2

地域事務所 重点監査項目	債権管理の状況について
監査の趣旨	所管している債権について、債権管理会議で示された処理方針に基づき、具体的な債権管理方法等を定めて取り組んでいるか。滞納整理や法的措置などの具体的な処理方針等を明確に示し、取り組んでいるかなどについて主な債権を監査した。
監査対象機関	広島地域事務所、呉地域事務所、芸北地域事務所、東広島地域事務所、尾三地域事務所、福山地域事務所、備北地域事務所
監査の結果等	※（ ）内は、対象地域事務所対象局

監査の結果

【意見】
債権管理の状況について

〔各地域事務所（共通）〕

- 債権の適正管理の確保、回収対策の促進等債権管理の高度化・効率化に向けた取組を総合的に推進するため、平成19年度に設置された「広島県債権管理会議」では、平成19年度から21年度の3年間を「集中対策期間」と位置付け、各債権ごとに縮減目標を設定し、集中的な取組を実施することとしている。
地域事務所でも各債権について縮減目標を設けて取り組んでいるところであるが、生活保護事業戻入金・返還金については県全体での縮減目標額は定められているものの、地域事務所レベルでは縮減目標額が定められていなかった。滞納債権の状況把握等に努め、縮減目標額を設定し、組織的に滞納繰越額の縮減に努める必要がある。（厚生環境局）
- 道路使用料や河川使用料などの債権管理に当たって、文書督促は行っているが財産調査等がなされないまま、消滅時効が完成したものなど債務者の状況把握が不十分なものがあつた。道路使用料や河川使用料などの債権は、税と同様に滞納処分の例により処理することが認められていることから、差押等滞納処分を前提として滞納者の財産調査を行うなど徴収の取組を強化し、滞納繰越額の縮減に努める必要がある。（芸北及び東広島地域事務所を除く建設局）

〔広島地域事務所〕

- また、生活保護事業や児童扶養手当に係る戻入金及び返還金の滞納債権の管理において、履行期限を相当経過して督促を行ったものや、督促を未だ行っていないもの、債権管理簿が整理されていないものがあつた。「債権管理事務取扱規則」及び「生活保護法による返還金・徴収金等に係る債権管理の手引」や「児童扶養手当返納金に係る徴収事務実施要領」等のマニュアルに従った督促や債権管理簿への記載など、債権管理に係る事務処理を適切に実施する必要がある。（厚生環境局）
- また、道路使用料や河川使用料の滞納債権の管理において、滞納者の実態把握や督促状の送付、債権管理の記録が行われていないものがあつた。債権管理に係る事務処理を適切に実施する必要がある。（建設局廿日市支局）

〔東広島地域事務所〕

- また、児童扶養手当に係る返還金の滞納債権の管理において、督促状の送付が行われて以降、納入確約書の徴求など時効の中断措置がとられず、消滅時効が完成したものがあつた。納入確約書の徴求や督促状の発送、債権管理簿の整理など債務者への対応に当たっては、「債権管理事務取扱規則」及び「児童扶養手当返納金に係る徴収事務実施要領」等のマニュアルに従い実施するよう徹底し、債権管理に係る事務処理を適切に実施する必要がある。(厚生環境局)

〔尾三地域事務所〕

- また、生活保護事業や児童扶養手当返還金に係る戻入金及び返還金債権の管理において、納入確約書を受領して以降、時効の中断措置をとらず、消滅時効が完成したものや、消滅時効の完成が間近な債務者に時効の中断措置がとられていないものがあつた。納入確約書の徴求や督促状の発送、債権管理簿の整理など債務者への対応に当たっては、「債権管理事務取扱規則」及び「生活保護法による返還金・徴収金等に係る債権管理の手引」や「児童扶養手当返納金に係る徴収事務実施要領」等のマニュアルに従い実施するよう徹底し、債権管理に係る事務処理を適切に実施する必要がある。(厚生環境局)
- また、河川使用料の滞納債権の管理において、督促状の送付がされていないものがあつた。債権管理に係る事務処理を適切に実施する必要がある。(建設局)

〔福山地域事務所〕

- また、生活保護事業や児童扶養手当返還金に係る戻入金及び返還金債権の管理において、督促状の送付や小額の分納が行われて以降、納入確約書の徴求など時効の中断措置がとられず、消滅時効が完成したものがあつた。納入確約書の徴求や債権管理簿の整理など債務者への対応に当たっては、「債権管理事務取扱規則」及び「生活保護法による返還金・徴収金等に係る債権管理の手引」や「児童扶養手当返納金に係る徴収事務実施要領」等のマニュアルに従い実施するよう徹底し、債権管理に係る事務処理を適切に実施する必要がある。(厚生環境局)

〔備北地域事務所〕

- また、母子・寡婦福祉資金貸付金に係る滞納債権の管理において、催告状の送付や連帯保証人に対する連帯保証債務の履行請求が行われていなかった。債権管理に当たっては、貸付時や償還開始時及び延滞発生時の借主、連帯借主への対応はもとより、連帯保証人に対する連帯保証債務の履行請求等についても「母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」及び「母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル」に従い実施するよう徹底し、債権管理に係る事務処理を適切に実施する必要がある。(厚生環境局)

〔重点監査の対象とした債権の状況〕

1 滞納繰越額の推移

(単位:人・法人・件,千円)

区 分	地域事務所 (支局)	平成18年度末	平成19年度末	平成20年〔監査時〕	
		金額	金額	人数(件数)	金額
母子・寡婦福祉資金貸付金	広島	34,060	33,619	150	33,688
	呉	45,581	48,766	207	47,206
	芸北	6,162	5,772	34	5,154
	東広島	19,896	19,620	62	18,228
	尾三	46,638	51,390	226	50,022
	福山	13,435	13,373	72	11,295
	備北	22,411	22,628	74	22,318
	地域事務所計	188,183	195,168	825	187,911
児童扶養手当返還金	広島	2,847	4,613	21	4,613
	呉	10,870	10,431	42	10,193
	芸北	239	536	2	524
	東広島	4,244	3,987	10	3,911
	尾三	4,251	3,971	13	3,969
	福山	8,223	6,984	30	6,672
	備北	3,142	3,106	8	3,094
	地域事務所計	33,816	33,628	126	32,976
生活保護事業戻入金・返還金	広島	49,212	51,418	173	51,418
	呉	27,010	25,730	73	25,258
	芸北	1,255	944	12	812
	東広島	1,213	1,068	4	1,043
	尾三	4,599	4,452	15	4,256
	福山	7,864	8,835	19	8,543
	備北	1,896	1,859	4	1,856
	地域事務所計	93,049	94,306	300	93,186
道路使用料	広島	18	365	5	306
	広島(廿日市)	128	135	7	132
	呉	290	143	6	143
	東広島	56	98	1	33
	東広島(竹原)	43	64	1	49
	尾三	20	7	2	7
	福山	4,852	4,624	16	4,553
	備北	125	126	4	5
地域事務所計	5,532	5,562	42	5,228	
河川使用料	広島	8,627	3,907	27	3,691
	広島(廿日市)	111	126	13	122
	呉	4	15	2	15
	東広島	80	105	27	99
	東広島(竹原)	3	0	0	0
	尾三	76	109	7	36
	福山	958	1,124	15	1,115
	備北	55	80	16	37
地域事務所計	9,914	5,466	107	5,115	
港湾使用料	福山	3,848	3,515	5	3,051
公有水面使用料	広島	1	0	0	0
	呉	487	514	5	470
	東広島(竹原)	15	15	1	15
	尾三	4,051	4,363	10	4,294
	地域事務所計	4,554	4,892	16	4,779

※ 母子・寡婦福祉資金貸付金は、母子資金と寡婦資金、貸付金元利収入と違約金等に人数の重複があり、件数表示。

2 不納欠損処分及び時効到来分債権の状況

重点監査対象債権のうち、19年度に不納欠損処分した債権及び監査日時時点で消滅時効が完成した債権の概況は、次のとおりである。

ア 不納欠損処分した債権

(単位：人, 円)

地域事務所 (局・支局)	債権の種類	人数	金額
広島 (建設)	河川使用料	3	5,790
東広島 (厚生環境)	児童扶養手当返還金	1	47,370
福山 (厚生環境)	児童扶養手当返還金	1	372,440
福山 (厚生環境)	生活保護費返還金	3	224,030
福山 (建設)	港湾使用料	1	1,532,907

イ 消滅時効が完成した債権

(単位：人, 円)

地域事務所 (局・支局)	債権の種類	人数	金額
広島 (建設)	河川使用料	18	3,232,293
広島 (建設・廿日市)	道路使用料	4	125,240
広島 (建設・廿日市)	河川使用料	5	96,840
呉 (建設)	道路使用料	3	75,100
呉 (建設)	公有水面使用料	2	105,780
尾三 (厚生環境)	児童扶養手当返還金	1	163,520
尾三 (建設)	河川使用料	2	8,310
尾三 (建設)	公有水面使用料	4	3,304,320
福山 (建設)	道路使用料	9	1,195,950
福山 (建設)	河川使用料	8	517,580
備北 (建設)	道路使用料	4	66,987
備北 (建設)	河川使用料	1	16,820

監査の結果等参考資料

資料番号

3

地域事務所 重点監査項目	不法占用の解消に向けた取組状況について
監査の趣旨	不法占用の状況や、実態把握の方法及び解消に向けた取組などについて監査した。
監査対象機関	広島地域事務所，呉地域事務所，芸北地域事務所，東広島地域事務所，尾三地域事務所，福山地域事務所，備北地域事務所
監査の結果等	※（ ）内は，対象地域事務所対象局
<p>監査の結果</p> <p>【意見】 不法占用の解消に向けた取組状況について</p> <p>（ 広島地域事務所建設局，広島地域事務所建設局廿日市支局，呉地域事務所建設局，東広島地域事務所建設局，東広島地域事務所建設局竹原支局，尾三地域事務所建設局，福山地域事務所建設局（共通） ）</p> <p>県が管理する河川への不法占用の対応状況をみると，多くのものが，河川管理に実質的な支障がないとして，「河川における不法行為対策指針」（平成17年11月改定）により，事業の進捗による撤去・原状回復，行政指導，手続指導による許可などによって対応することとしているが，不法占用が長期化した状態となっている。</p> <p>財産の適正管理のため，不法占用の状況に応じた対応策を検討し，境界の確定など不法占用の解消に向けて本庁，地方機関が一体となって早急に取り組む必要がある。</p> <p>【広島地域事務所建設局】 また，公有水面の不法占用については，「港湾区域における不法行為対策要領」（平成17年4月）に基づく処理が行われていないものがあつた。公有水面の管理の適正化を図るため，当面，指針に基づいた処理を徹底する必要がある。</p> <p>【呉地域事務所建設局】 また，今回の監査で確認された収入未済として管理されている漁港使用料に係る占有物件については，許可未更新により不法占用の状態になっていることから，適正な事務処理を行う必要がある。</p> <p>【尾三地域事務所建設局】 また，公有水面及び港湾の不法占用については，「港湾区域における不法行為対策要領」（平成17年4月）に基づく処理が行われていないものがあつた。港湾区域等の管理の適正化を図るため，当面，指針に基づいた処理を徹底する必要がある。</p>	

不法占用の状況【監査日現在】

1 地域事務所（支局）別の件数一覧

(単位：件)

区分	広島	廿日市	呉	芸北	東広島	竹原	尾三	福山	備北	庄原	合計
河川	30	2	84	0	4	21	3	201	0	0	345
道路	0	0	0	1 (1)	0	0	0	0	0	0	1 (1)
公有水面	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3
港湾	0	0	1 (1)	0	0	0	5	0	0	0	6 (1)
計	31	2	85 (1)	1 (1)	4	21	10	201	0	0	355 (2)

(注) カッコ内の数字は、うち今年度中に解消される見込みのものである。

2 不法占用の状況

区分	不法占用の状況
河川	<ul style="list-style-type: none"> ・県が管理する河川の上部に、家屋、ベランダ等の一部が張り出していた。 ・河川区域内に、家屋等の建築物の一部がかかっていた。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・県が管理する国道に、水管が設置されていた。
公有水面 ・ 港湾	<ul style="list-style-type: none"> ・不法に埋立てを行っていた。 ・継続して占有許可を受けていた造船会社が倒産したため、船台などが占有許可の更新手続きが行われずに残っていた。 ・出荷調整用の生簀、栈橋、倉庫などが設置されていた。